

「ルソーにおける自由と主権」

結 城 洋一郎

<目 次>

- 〔一〕 はじめに
- 〔二〕 人間の自由と政治社会の設立
- 〔三〕 主権理論
 - (i) 主権の属性
 - (ii) 一般意思の発見
 - (iii) 命令的委任
- 〔四〕 まとめ

【一】 はじめに

われわれが「国民主権」の問題をとりあつかうばあい、この用語の中に含まれている、そして原理的に異なる、二つの主権原理が峻別されなければならない、ということがいわれている¹⁾。これらの原理とは、一つには直接民主制を原理的に要請するものとしての「人民 (people) 主権」であり、一つには代表制を原理的に要請するものとしての「国民 (nation) 主権」である。そして、前者は民主的な主権原理、後者は非民主的な主権原理とみなされている。ところで、民主的な主権原理たる「人民主権」は、しばしば、その上に「ルソー的な」という語が冠せられているように、その源泉を、ルソーの中に見出すことができる。しかし、一方では、ルソーを民主主義とは相容れない絶対主義の思想家とする見方も根強いものがある。それでは、ルソーの主権理論とはどのような内容をもっていたのであろうか。それをルソーの著作によって検討し、「人民主権」原理の構造を、そのよって立つ基本的な価値観との関連で考察す

ること、これが本稿の課題である。

【二】 人間の自由と政治社会の設立

ルソー (J.-J. Rousseau) は、社会が形成される以前における人間の存在形態として「自然状態」を想定する。彼のいう自然状態とは、「人間が自分だけで捨ておかれた⁽²⁾」孤立の状態であり、純粋に仮設的なものである。この状態は、単に政治社会の⁽³⁾欠如だけでなく、人間相互の継続的交流という社会一般⁽⁴⁾の欠如をも意味する。ルソーにとって、こうした自然状態の想定は、人間の本性を把握するための不可欠の条件であった⁽⁵⁾。

「社会の基礎を検討しようとした哲学者たちは、だれでも自然状態までさかのぼる必要を感じたが、しかし彼らのうちだれもそこに到達しなかった。(……)彼らは未開人について語り、しかも社会人を描いていたのである⁽⁶⁾。」

人間の本性は、社会にあっては既に何らかの変質をとげている。したがって人間の本性は孤立した人間という「仮説的で条件的な推理」の中に求められなければならない。ルソーは、人間の自然状態を「森の中を迷い歩き、生活技術もなく、ことばもなく、戦争も同盟もなく、同胞を少しも必要としないが、また彼らに危害を加えることも少しも望まない」状態として描き出す。そして、「従属の絆というものは人間の相互依存と、人間たちを結びつける相互的な欲求とからでなければ形成されない⁽⁷⁾」とし、人間の自然状態とは、人間が他人の一切の束縛から自由な状態であると結論する。これが、ルソーが「人間は自由なものとして生まれた⁽⁸⁾」と述べる論理的根拠なのである。

ところで、ルソーは「自由」の概念について三つの規定を与えている。その第一は、「自由な動因 (agent libre)」⁽⁹⁾ という言葉で示される意思の自由であり、これこそが人間を動物と区別する第一の要素とされている。

「自然はすべての動物に命令し、けだものは従う。人間も同じ印象を経験する。しかし彼は自分が同意するか抵抗するかは自由であると認める。そしてとくにこの自由の意識のなかに、彼の魂の靈性が現れる⁽¹⁰⁾」

この意味での自由は人間の特性であり、いかなるばあいにも奪れることのない

い内的自由である。

第二は、外的束縛からの自由である。ルソーによれば、他人に対する依存が存在しないところには外的束縛もまた存在しない⁽¹¹⁾。

「依存状態には二つの種類がある。一つは事物への依存で、これは自然にもとづいている。もう一つは人間への依存で、これは社会にもとづいている。事物への依存はなんらの道徳性をもたないのであって、自由をきまたげることとはなく悪を生み出すことはない。」⁽¹²⁾

したがって、この意味の自由の本質は「自分の意思を貫くことよりは、むしろ他人の意思に従属しないことにある。」⁽¹³⁾

第三は、ルソーが「道徳的自由」とよぶ自由である。

「人間をして自らのまことの主人たらしめる唯一のもの、すなわち道徳的自由をも、人間が社会状態において獲得するものの中に加えることができよう。なぜならば、たんなる欲望の衝動に従うことはドレイ状態であり、自ら課した法に従うことは自由であるからだ。」⁽¹⁴⁾

道徳的自由とは、恣意とは区別された自由、人間の善性、理性の声に従う自由である。

「わたしはいつも何か欲する力はあるが、それを実行する力はあるとはかぎらない。誘惑に負けるばあい、わたしは外部のものの力によって動いている。(……)わたしは、悪いことをしているときは奴隷だが、後悔しているときは自由な人間だ。(……)人間は真実を判断したときはよいことをえらび、判断を誤れば選択を誤るのだ。」⁽¹⁵⁾

ルソーは、以下のように自由を三つの角度から規定した。第一は意思する自由であり、それらは人間の特性にもとづく。第二は外的束縛からの自由であり、自然状態においてのみ存在した。第三は道徳的自由であり、社会において獲得される⁽¹⁶⁾。

人間の歴史は、こうした自由（とりわけ第二の自由）の喪失の歴史であったとルソーはいう。「人間は自由なものとして生まれた。しかもいたるところで鎖につながれている。」この変化は、人間の人為たる社会の生成と発展がもた

らしたものであった⁽¹⁷⁾。しかし、自由は人間の本性であり、「生存のための最も大切な手段⁽¹⁸⁾」であるからには、自由の回復こそ、人間の最も重要な課題でなければならない。自由を社会の中に回復すること⁽¹⁹⁾、したがって自由を保障する社会の原理と組織とを確立すること、それがルソーにとっての次の課題であった。

人間は自由を社会において喪失した。しかし、ルソーにとって、社会と自由喪失との間には論理必然的な因果関係は存在しない。ルソーによれば、人間の人間に対する依存と不平等の放置⁽²⁰⁾ 政治組織のもつ危険性への無知⁽²¹⁾ によって自由の喪失がもたらされたのである。人間社会とその制度とをくわしく検討し、そのゆるぎない基礎を見出すなら「人々はその土台を尊敬すべきことを学ぶのである。」「制度を正し、それにゆるぎない地位を与え、その結果として起るべき無秩序を予防」するなら「われわれをこのうえなく悲惨にするにちがいないと思われた手段そのものを用いて、われわれの幸福⁽²²⁾」が生み出されるはずである。ルソーはこのような視点に立って、あるべき社会の組織原理を確立しようとする。

自由の回復は、まず何よりも「人間の人間に対する依存」の打破にある。

「人間への依存は、無秩序なものとして、あらゆる悪を生み出し、これによって支配者と奴隷はたがいに相手を墮落させる。社会におけるこういう悪に対抗するなんらかの方法があるとするなら、それは人間のかわりに法をおき、一般意思に現実的な力を与え、それをあらゆる個別意思の上におくことだ。諸国民の法律が自然の法 (*lois de la nature*) と同じように、どんな人間の力でも屈服させることができない不屈な力をもつことができるなら、そのばあいには、人間への依存はふたたび事物への依存に変わることになる。国家のうちで自然状態のあらゆる利益が社会状態の利益に結びつけられることになる⁽²³⁾。」

このような「一般意思 *la volonté général*」は、ただ一つの特異な形式のもとに形成された社会の中にしか生まれえない。この社会の形成行為が「社会契

約」である。社会契約の根本問題は「各構成員の身体と財産を共同の力のすべてをあげて守り保護するような、結合の一形式を見出すこと。そうしてそれによって各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること⁽²⁴⁾。」である。これは結局、「各構成員をそのすべての権利とともに、共同体の全体にたいして、全面的に譲渡する⁽²⁵⁾」という条項に帰着する。「この結合行為は、直ちに、各契約者の特殊な自己に代って、一つの精神的で集合的な団体をつくり出す⁽²⁶⁾。」そして、この精神的な人格 (la personne morale) の意思が一般意思とよばれる。

このような社会の形成は、人間をその中に生まれる一般意思の最高の指導の下におくことによって、人間的束縛から解放する。このことは同時に、不平等の問題をも解決する。社会契約における「全面譲渡」は、各人を一旦、無の存在においやることによって、歴史的に拡大されてきた不平等を取り払い、各人を平等なものとするからである。

「各人は自分をすっかり与えるのだから、すべての人にとって条件は等しい⁽²⁷⁾。」

こうしてルソーは、人間の自由と、その不可欠の要件たる平等の回復を、一般意思の支配の上に基礎づけた。これでは、この一般意思とはいかなるものか。それがルソーの主権理論である。

【三】 主権理論

(i) 主権の属性

ルソーにとって一般意思とは、人間の結合によって作り出された精神的な人格 (社会) の中に生み出される意思である。この意思は、「常に正しく、常に公益を目指す⁽²⁸⁾。」その理由を、彼は人間の意思の本性からひき出している。人間は意思の自由をもっているが、その意思は必ずや自己の幸福を目指すものとされている。

「人は、つねに自分の幸福をのぞむ⁽²⁹⁾。」そして、人間にとって「わたしにとってよいことを望まないでいることは(……)[私の]自由にはできない⁽³⁰⁾。」

こうした人間の集合体である社会は、その成員の利益に反するような意思を持っていないし、また、持つこともできない。そしてまた、意思というものがその主体の利益を目指すものである以上、一般意思がその主体たる社会の利益を目指すことも当然の帰結である。

この一般意思が表明される時、それは「主権 *souveraineté*」といばれる。したがって、主権の属性は、一般意思の属性からひき出されるものであり、両者は一つのもの二側面である。ルソーにおける主権の属性は以下のようなものとして示されている。

① 主権とは立法権である。「主権とは一般意思の行使」であり⁽³¹⁾、「一般意思とは、すなわち法」⁽³²⁾であるから、主権とは法の行使である。ここにいう「行使 *l'exercice*」とは「表明 *la déclaration*」と同義⁽³³⁾であり「執行 *l'exécution*」の意味ではない。これは、後述の、主権に対する一般性の要請からも明らかである。したがって、このように解される主権とは「立法権」に他ならない。

② 主権は譲り渡すことができない。「権力は譲りわたすこともできよう、しかし、意思はそうはできない⁽³⁴⁾。」意思は不可譲であり、また、意思がその主体から離れては表明されぬ以上、主権もまた不可譲である。

③ 主権は分割されない。主権は、不可譲であるとされる同じ理由で不可分である。

「意思は一般的であるか、それともそうでないか、すなわち、それは人民全体の意思であるか、それとも、一部分の意思にすぎないか、どちらかであるから。前者の場合には、この意思の表明は、主権の一行為であり、法律となる。後者の場合には、特殊意思か、行政機関の一行為にすぎず、それはただかか一法令 (*décret*) にすぎない⁽³⁵⁾。

ところで、この主権の不可分性という属性は、主権が包括的国権としてとらえられることを意味しない。ルソーにおける主権とは、①に示したように、まず何よりも「立法権」として規定される。そして彼のいう「立法」とは、抽象的・一般的法規範の定立である。「個別的な対象に関係する機能は、一切、立

法権に属さないのである⁽³⁶⁾。」個別的な事項は「執行権 *puissance exécutive*」に属する。執行権は主権の一部ではない。主権から派生するものであり、主権の下位にあってその指導に服するものである⁽³⁷⁾。

④ 主権は代表されない。「主権者は、それを構成している個々人のみから成るものである⁽³⁸⁾。」そして、主権者とは、この個々人の「集合的存在にほかならないから、それはこの集合的存在によってしか代表されえない⁽³⁹⁾。」「一般意思はそれ自体であるか、それとも、別のものであるかであって、決してそこに中間はない。人民の代議士 (*deputés*) は、だから一般意思の代表者ではないし、代表者たりえない。彼らは、人民の使用人でしかない。彼らは、何ひとつとして決定的な取りきめをなしえない。人民がみずから承認したものでない法律は、すべて無効であり、断じて法律ではない⁽⁴⁰⁾。」

ここに、ルソーにおける主権理論のもつ最大の特徴と問題点の一つが示されている。「主権は代表されない」とルソーが述べる時、われわれは、そこに二つの論点を見出すことができる。第一は、代表制の原理的否定、直接民主制の原理的要求である。一般意思は社会の全構成員の直接的投票行為によってのみ表明されることが出来る。「形式の上での除外はすべて、一般性を破壊する⁽⁴¹⁾。」これは、全市民の集会を必要とし、巨大な国家においては、事実上実現不可能といってよい。しかし、ルソーは「権利と自由とがすべてであるところでは、不便は物の数ではない」とし、「すべてをよく検討すると、都市国家がきわめて小さくないかぎり、主権者が、その権利の行使を保存することは、われわれの国では今後は不可能である⁽⁴²⁾」というのである。このように、ルソーの主権原理を純粹な姿において実現することは、現代の巨大な国家では不可能である。しかしながら、彼の主権原理をその本質を失わないかぎり、修正適用することの可能性は、ルソー自身のことばの中に示唆されている。それが第二の「人民の直接的承認」の問題である。ルソーは、人民が直接承認しない法律は法律ではないとする。このことは、「人民が直接承認した法律は、法律である」という反対解釈の可能性を示唆している。そして後に、ルソー自身、その承認の方法として「命令的委任 *mandat impératif*」をとりあげ、この手続

をともなう代議制度は、上記の主権原理、すなわち「人民主権」に反しないものとした。この命令的委任の承認は、「人民主権」と代議制との、したがって巨大な現代国家との間の貴重な架橋であるが、この点については後にふれる。

⑤ 主権は誤ることがない。一般意思は常に正しく、常に公益を目指すものであることは、その根拠とともに既に述べた。このような一般意思の表明である主権が、常に正しく公益を目指すことは、主権が真の主権、真の一般意思の表明であるかぎり、論理当然の帰結である。

⑥ 主権はほぼ全能である。国家の配慮のうちで一番大切なものは、自己保存のそれであるから、「ちょうど、自然が各々の人間にその手足に対する絶対的な力を与えているように、社会契約も、政治体に、その全構成員に対する絶対的な力を与えるのである。そしてこの力こそ、一般意思によって指導される場合（……）主権と名づけられるところのものなのである⁽⁴³⁾。」そしてまた、「主権者が自分で犯すことのできぬような法律を自らに課すことは、政治体の本性に反するものである。（……）だから、いかなる種類の基本法 (loi fondamentale) も、社会契約でさえも、全人民という団体に義務を負わすことはなく、また負わすことはできないことは明らかである⁽⁴⁴⁾。」

このように、主権とは、各市民に対し絶対的な支配権を有し、同時に一切の法律の拘束に服さぬ絶対的権威をもつものである。しかし、このような主権にも、いくつかの限界が認められる。主権はまず第一に社会そのものを破壊することはできない。

「政治体または主権者は、その存在を社会契約の神聖さからのみ引き出すのだから、その最初の行為にそむくようないかなることに、たとえば、自分自身の一部を譲りわたしたり、または他の主権者に服従するようなことに、自分を義務づけることは決してできない⁽⁴⁵⁾。」

第二に、社会が必要とする範囲を越える事項については、主権は作用しえない。

「社会契約によって、各人が譲り渡す能力、財産、自由はすべて、ただ、その使用が共同体にとって不可決な全体の部分にかぎられる。（……）けれ

ども、どれだけが不可欠かを決定するのは主権者のみである⁽⁴⁶⁾。」

第三に、主権行使の対象は、先に述べたように、一般的事項に限られる。

「一般意思は、それが本当に一般的であるためには、その本質においてと同様、またその対象においても一般的でなければならぬ⁽⁴⁷⁾。」

ここに示された三種の限界は、主権が、契約によって形成された社会に生ずる一般意思の表明であるとする最初の規定から必然的に導き出される、主権のいわば内在的限界である。ルソーにおける主権の限界論の特色は、この内在的制約性に見出すことができるのであり、彼以前の伝統的な限界論に見られる、神法、自然法、民族法等といった外在的制限の色彩を排除したところにあるといえよう⁽⁴⁸⁾。

以上述べてきたルソーの主権の属性をまとめれば、次のようにいうことができよう。

主権とは、内在的限界の他に、一切の外部的制約を受けない、不可譲・不可譲・不可分の、人民によってのみ行使される立法権である。

それでは、このような主権はどのような手続によって行使されるか、言葉をかえていえば、一般意思はいかにして発見されるか、それが次の問題である。

(ii) 一般意思の発見

一般意思は、精神的人格の不可譲の意思であるが、精神的人格は、その意思を語る口をもたぬ以上、それは具体的人格たる市民によって語られる他ない。意思の一般性は手続の一般性がなければ保障されない。したがって、一般意思は全市民に「あなたは何が一般意思であると思うか」と尋ね、その回答を集計することによってのみ得られる。ところで、市民としての人間は、その内部に、公益を目指す一般意思と、自己の特利益を目指す「特殊意思 *la volonté particulière*」とをもっている。一般意思は、特殊意思から、その過不足を除いたものである⁽⁴⁹⁾。つまり、一般意思は、全市民の過半数の意見の中に表現される。しかし、ルソーは同時に次のようにもいう。

「人民の議決がつねに同一の正しさをもつ、ということとはできない。人は、つねに自分の幸福を見わけることができるわけではない。人民は腐敗させられることは決してないが、ときには欺かれることがある。(……)〔一般意思が〕過半数の中に存しなくなれば、いずれの側についても、もはや自由はないのである⁽⁶⁰⁾。」

以上の記述から理解されるルソーの理論を結論的にまとめあげれば、次のようにいうことができよう。

人民の過半数の意思といえども、必ずしもそれが一般意思であるとは言い切れないが、もし、一般意思が社会の構成員（市民）に対する支配的な力をもつものとして表明される場所があるとすれば、それは、人民の過半数の議決の中より他にはない。一般意思が少数意見に一致している場合もたしかにありうる。しかし、そのような場合には、人民に自由はなく、したがって、自由を唯一の目的として形成された社会は、その存立基盤を失って崩壊しているのであり、そこにおいては、いかなる権力もその正当性を主張しえず、主権たりえない。

このように理解されるルソーの主権理論は、第一に、「正しい意思」による支配、いわば「正義の支配」を確保せんとするものであり、第二に、主権行使に対する人民の直接参加を要求するものであり、第三に、「少数者の支配」を否定せんとするものである。

ところで、この点に関しては、「法学上の関心」という観点から、一つの批判が出されている。カレ・ド・マルベールによれば、「法学的観点からすれば、国家において、正しく、理性的なことを決定する権限が誰に帰属するのかを知ることが、問題のすべてである⁽⁶¹⁾。」とされる。（そして彼は、ルソーの主権は結局、多数者に帰属することになるとする。）この「法学上の問題」に対し、ルソーは、「少数者に主権は帰属しない」という否定的な形での回答しか与えていない。もっとも、「社会が（正当なものとして）存続する限り」という条件を加えれば、「多数者にその権限が帰属する」ということにはなるが、その条件が満たされているかどうかを誰が判断するのか、という問題が再び生じざ

るをえない。結局、ルソーの中に、その決定的な回答は見出せないのである。

しかしながら、このことは、ルソー理論の欠陥とみることはできないであろう。なぜなら、第一に、マルベールが「国家において」と問を発するとき、そこにいう「国家」こそがまず問題とされなければならない。それが正当な国家を意味するなら、ルソーはその回答を与えている。またもし、それが不当な国家（ルソーのいう破壊された国家）をも含むのであれば、およそ、不当な国家内における（正当な）権限の帰属を云々することは（正当な権限が帰属する場所はないのだから）法学的に無意味であろう。第二に、法学的関心を国家秩序の枠内に限定してしまうことは当をえないと思われる。基本的人権、抵抗権等学を例に引くまでもなく、前国家的超実定法的な観点を無視しては解決困難な法的问题は多い。それらはむしろ、超国家的な価値の存在を前提とするものなのであり、その価値と現実的国家権力が合致しているか否かの判断は、当然に、実定法的枠内に限定されつくせぬ問題なのである。このような観点にたつて見れば、ルソー理論は、何らその法学的価値を失うものではない。

次に、以上のことから明らかなように、一般意思と多数意思を「法学的」という観点から同視する見解は、これを探ることができない。こうした見解は多少のニュアンスの差をもちつつ、多くの論者によって示されており、この見解と「主権の絶対性」とを結合することによって、ルソーを「絶対主義」または、「全体主義」の理論家として非難する例が多い⁽⁵²⁾。しかし、ルソーにおける一般意思とは、再三のべたように、その定義において「各人の自由と利益とをそこないえない正しい意思」であり、これに反するものは主権的權威をもち得ないのである。また、多数意思が支配的權威を主張しうるのは、それが一般意思と合致した場合のみなのである。つまり、主権の絶対性とは、人間の自由とその利益との絶対性に他ならない。したがって「自由」に価値を見出すものは、ルソーの理論を非難することではなく、ルソーとともに、「いかにすれば一般意思の支配が確保されるか」を現実の中に探求することに意を用いるべきだったというべきである⁽⁵³⁾。

(iii) 命令的委任

ルソーは、「人民の直接的承認」の具体的形態を『ポーランド統治論』の中で命令的委任の提案という形で示している。ここでは、紙幅の関係上そこに示された理論の構造を紹介するにとどめ、立ち入った検討は、別稿に委ねざるをえない。

ここに示される命令的委任とは、州議会から連邦議会に送られる代議員(nonces)に与えられる州議会による委任をさす。その委任論の構造は以下のように図式化される。

① 法は一般意思の表明でなければならない⁽⁵⁴⁾。したがってそれは、人民が承認したものでなければならない。

② 人民の意思は第一次的には、州議会において表明されたとみなされる⁽⁵⁵⁾。

③ 州議会は多数決によって委員会を設置する⁽⁵⁶⁾。

④ 委員会は、国会へ派遣すべき代議員と、州議会の意思としての「訓令」を決定するが、後者については、全会一致でなければならない。

⑤ 国会に派遣された代議員は、訓令に従って行動し、また、その意見を表明せねばならない。

⑥ 州議会は彼らの言動に対する問責権をもつ。

⑦ 国会での討議と採択は各代議員の個人的責任において行なわれなければならない。したがって、大声での意思表明と、頭数による採択が必要である⁽⁵⁷⁾。

⑧ 一度法律が議決されたなら、何ものもこれに異議を唱えることはできない⁽⁵⁸⁾。

ここに示された命令的委任の形態を、先に示した主権理論との関連であるなら、そこにはいくつかの問題点が含まれている。②に関するものと⑧はその主要のものである。『ポーランド統治論』が、現実の国家に対する臨床療法的提案であったことを考えれば⁽⁵⁹⁾、また、これを選出母体と被選出者(機関)との同質性を確保する理論という次元でとらえるなら、これらの点を一概に、ルソーの理論的欠陥ととらえることはできないにしても、問題は残されている。「人

民主権」が命令的委任の下に代議制を容認するものとすれば、それはいかなる構造をもたなければならないか、また現実にもち得るのか⁽⁶⁰⁾。このことが、人民の直接承認を確保するその他の手続とともに、われわれが検討しなければならない今後の対象である。

【四】 まとめ

ルソーは人間の自由に最大の価値を見出し、それを恣意とは区別された道徳的自由という高次の形態において確保しうる国家を構築せんとした。その国家において、各人は自由な主権者となり、主権の行使に直接的に参加することが原理的に要請された。そしてまた、ルソーにおける「人民主権」は、「人民の直接的承認」の条件の下に、代議制への門戸を開いているものであった。

(注)

- (1) 杉原泰雄『国民主権の研究』岩波書店・1971、樋口陽一『『国民主権』と『直接民主主義』・『近代立憲主義と現代国家』・勁草書房・1973
- (2) J.—J. Rousseau, *Discours sur l'origine et les fondamens de l'inégalité parmi les hommes*, Oeuvres Complètes de J.—J. Rousseau, Bibliothèque de la Pléiade, Paris, 1964, t. III, p. 133. (以下これを Inégalité, OC. p. 133 と略す)
なお、訳は原則として以下によったが、以下若干私訳によったところもある。
ルソー「人間不平等起源論」小林善彦訳・『世界の名著30. ルソー』中央公論社・1913, 120頁
- (3) 「まずはじめにすべての事実をしりぞけよう。(……) われわれがこの主題について立ち入ることのできる探究は、歴史的な真理ではなくて、単に仮説的で条件的な推理であると考えなければならない。」ibid., p.133 訳書・119頁
- (4) ルソーは、社会 (société) という用語を二つの意味で用いている。第一は、広義の社会、つまり人間相互の継続的交渉であり、家族が社会のはじまりとされるのはこの意味である。第二は、狭義の社会、つまり法によって秩序づけられる政治社会であり、戦争状態と対置される社会とはこの意味である。
ルソーは、『ジュネーヴ草稿』の中で、広義の社会に「一般社会」というタイトルを与えている。id., *Du Contrat Social ou Essai sur la forme de la République (première version)*, OC. p.282. et s.
- (5) 同時に、ルソーにおいて人間の本性の考察は他の(法学上の)諸原理を「演繹」するための不可欠の条件であった。(Inégalité. OC. p.121)

ボーンは、ルソーが自然状態が実在したと信じていたが、彼の理論にとって自然状態論は重要な位置を占めていない、としているが、どちらの点も誤りというべきだろう。C. E. Vaughan, *Studies in the history of philosophy*, Russell & Russell, New York, 1960, I, p. p.28—29

ドッテラは、ルソーの自然状態論が彼の国家概念を規定しているとしている。Robert Derathé, *Jean-Jacques Rousstau et la science politique de son temps*, P. U. F., Paris, 1950, p.131

- (6) Rousseau, *Inégalité*, OC. p.132. 訳書・119頁
- (7) *ibid.*, OC. p.141
- (8) *id.*, *Du Contrat Social; ou, principes du droit politique*, OC. p.351.
 (以下、同書は C. S. と略す。)ルソー『社会契約論』桑原武夫・前川貞次郎訳・岩波書店・1965, 15頁
- (9) *Inégalité*, OC. p.141.
- (10) *ibid.*, p.141. 訳書・129頁
- (11) このことは「個人」の観念がそれ自体,「自由」の観念を内包することを示す。単なる循環論とみるべきではない。
- (12) *id.*, *Emile, ou de l'éducation*, Rousseau oeuvres complète, Edition Seuil, 1971, 3, p.59. ルソー『エミール』今野一雄訳・岩波書店・1972, 115—116頁
- (13) *id.*, *Lettres écrites de la montagne, huitième lettre*, OC. p.841
- (14) C. S., OC. p.365. 訳書・37頁, また「道徳的」という語の要素として,知性,自由,他の存在との関係,があげられている。(Inégalité, OC. p.124)
- (15) *id.*, *Emile*, p.195 訳書・150頁
- (16) これは,第一と第二の自由の「善」という観念を媒介とする止場の統一である。ルソーは「良いこと (le bon)」または「善 (la bonté)」について次のようにいう。「正義は善とは切り離せない。ところで善は,ある無限の力と,自己を意識するあらゆる存在に本質的な,自分に対する愛との必然的な結果だ。」(*ibid.*, p.196.)「善人 (le bon) は自分を全体との関連において秩序づけるが,悪人はすべてを自分に結びつけて秩序づける。」(*ibid.*, p. 202.) また, C. S. OC. p. 378 参照ところで,悪は自然状態には存在せず,また,欲望が過度になることはほとんどなかったとされているから,自然的自由は道徳的自由にほぼ一致していたことになる。
- (17) この変化過程の考察は『ジュネーブ草稿』では維持されていたが『社会契約論』では放棄されている。ルソーは,人間の自由は論証不要の真理と考えるに至ったのであろうか。
- (18) C. S., OC. p. 360. 訳書・29頁 また, C. S., p. 325., *Inégalité*, OC. p. 164.
- (19) 自然状態へ帰る道は閉ざされている。これに関しては, C. S., OC. p.360., p.

385. また、『不平等論』における「自己完成能力 (perfectibilité)」の観念を想起すべきである。

- (20) 平等は自由の前提条件とされている。C. S. p. 391.
- (21) *Inégalité*, OC. p. p. 177—178.
- (22) *ibid.*, p. 127. 訳書・117頁
- (23) *idru.*, *Emile*. p. 159. 訳書・114—115頁
- (24) *ibid.*, C. S., OC. p. 360. 訳書・29頁
- (25) *ibid.*, p. 360. 訳書・30頁
- (26) *ibid.*, p. 361. 訳書・31頁
- (27) *ibid.*, p. p. 360—361. 訳書・30頁
- (28) *ibid.*, p. 371. 訳書・46頁
- (29) *ibid.* p. 371. 訳書・46頁
- (30) *id.*, *Emile*, p. 195. 訳書・151頁
- (31) *id.*, C. S., OC. p. 368.
- (32) *ibid.*, p. 386.
- (33) *ibid.*, p. 441. また、立法権を意思そのものとする記述も見られる。 *ibid.*, p. 395.
- (34) *ibid.*, p. 368. 訳書・42頁
- (35) *ibid.*, p. 369. 訳書・44頁
- (36) *ibid.*, p. 379. 訳書・59頁
- (37) こうした理解については、有力な反対意見がある。杉原泰雄・前掲書・149—150頁、内井惣七「ルソーと自然法思想」・桑原武夫編『ルソー論集』岩波書店・1970, 77頁
- なお、ルソーの主権は執行権とは峻別された立法権であるとし、そこに、権力分立思想をよみとろうとするものとして、 Alfred Cobban, *Rousseau and the Modern state*, U. U. books, 67, 1970, p. 81 et s.
- (38) *ib.*, C. S. p. 363. 訳書・34頁
- (39) *ibid.*, p. 368. 訳書・42頁
- (40) *ibid.*, p. p. 429—430. 訳書・133頁
- (41) *ibid.*, p. 368. 訳書・44頁
- (42) *ibid.*, p. 430. 訳書・134頁
- (43) *ibid.*, p. 372. 訳書・49頁
- (44) *ibid.*, p. 363. 訳書・33頁
- (45) *ibid.*, p. 363. 訳書・33—34頁
- (46) *ibid.*, p. 373. 訳書・49頁
- (47) *ibid.*, p. 373. 訳書・50頁

- (48) cf. Jean Bodin, *Six books of the Commonwealth*, translated and selected by M. T. Tooley, Basil Blackwell Oxford, p.28.
- (49) Rousseau, C. S., OC. p.371. また、「正義」について, p.p.440—441.
- (50) *ibid.*, p.441. 訳書・150頁
- (51) Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'Etat*, 1922, t. II, p.160.
- (52) 代表的論者として, Carré de Marberg, OC. p.p.152—167. Duguit, *Traité de Droit Constitutionnel*, t. I, p. p.634—637. ジャック・マリタン『人間と国家』久保正幡・稲垣良典訳・創元社・57—68頁. その他の論者については、以下の書に紹介がある。
John W. Chapman, *Rousseau—Totalitarian or Liberal?*, AMS 589., p. p.74—75.
Carl J. Friedrich, “Law and dictatorship in the Contrat Social”, *Rousseau et Philosophie politique*, P. U. F., 1965.
- (53) ルソーは、人間的なものは必ず腐敗するものと考え、できるだけそれを防止するための措置を考えようとした。部分的社会の予防・立法・市民宗教・貧富の是正・会議における秩序維持等々、および教育は、この観点から考察されているのである。このような理解については、cf. Jubith N. Shklar, “Rousseau’s Images of Authority”, *Hobbes and Rousseau*, Anchor AP 14, 1972.
- (54) Rousseau, *Considérations sur le gouvernement de Pologne et sur sa réformation projetée*, Rousseau oeuvres complètes, 3, Éditions du Seuil, p. 541.
- (55) この点についての明確な記述はないが、ルソーは、州議会を「自由の真の守護神」であるとし、その意思と人民の意思との一致を前提としている。
- (56) *ibid.*, p. 539. 以下⑥まで同じ
- (57) *ibid.*, p. 543.
- (58) *ibid.*, p. 540.
- (59) この書は、ポーランドの一伯爵が作成した改革案に対する感想又は批判として書かれたものである。 *ibid.*, p.529.
- (60) この点に関して、命令的委任の主体、対象、訓令の法的性格、等が確定されなければならない。この場合、主権者は誰か（全人民か、訓令を与える者か）という点が、部分社会、連邦制の問題とともに問題となるであろう。

（筆者の住所、東京都八王子市長房町491—68）